

資料2

「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」における意見について(案)

秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

1 検討の目的

平成29年度から新たに「健康寿命日本一」を目指した施策を展開するにあたり、全国的にみて、喫煙率の高い本県において、すべての県民をがん等の発症リスクを高める「たばこ」による健康被害から守る必要がある。

このため、県は、県民から意見等を聴取しながら、検討、協議を行う場として、「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」を設置し、受動喫煙防止や喫煙率低減のための環境整備について検討を行った。

2 検討状況

委員会では、意見聴取会等における県民意見、関係団体からの意見、事業所訪問、アンケート調査等により把握した現状と対策に関する意見も参考とし、今後の方向性について議論した。

検討の経過及び期間中に行った県民の意見聴取及びアンケート等については、次のとおりである。

委員会	日 程	内 容
第1回検討委員会	平成29年11月16日	○秋田県の喫煙・受動喫煙に関する現状と課題等について ○各委員からのたばこによる健康被害防止に関する意見
	平成29年 11月～ 平成30年 3月	○事業所等における受動喫煙防止に関する調査
	平成30年 1月16日 平成30年 1月20日 平成30年 1月24日	○意見聴取会 21名の県民から83件の意見を聴取 ・県南地区（横手市） ・中央地区（秋田市） ・県北地区（大館市）
	平成29年11月14日 ～ 平成30年 1月24日	○書面による意見募集 ・34通、46件の意見受理
第2回検討委員会	平成30年 3月 1日	○たばこによる健康被害防止に関する意見聴取結果について ○たばこによる健康被害防止対策の推進について（29年度の意見のまとめ）

委員会	日 程	内 容
第3回検討委員会	平成30年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田県の喫煙・受動喫煙に関する現状と課題等について ○各委員からのたばこによる健康被害防止に関する意見
	平成30年 9月27日 平成30年 9月28日 平成30年10月 2日 平成30年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体からの受動喫煙防止についての意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県たばこ耕作組合 ・秋田県たばこ販売協議会 ・秋田県保育協議会 ・秋田県たばこ販売協同組合連合会
第4回検討委員会	平成30年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等からの意見について ○検討委員会意見のまとめ案について
	平成30年 9月 4日 ～ 29日 (集計11月)	○秋田県健康づくりに関する調査「事業所等における受動喫煙防止に関する調査」(書面アンケート)
第5回検討委員会	平成30年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田県健康づくりに関する調査について ○検討委員会意見のまとめ案について

3 30年度の委員会における委員の主な意見

29年度までの意見のまとめをもとにした基本的なポイントについて、各委員から、次のような意見が出された。

(1) 受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所等、「施設・場所」について

小学校、中学校、高等学校、大学、保育所などの児童福祉施設、幼稚園、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、医療機関、行政機関について

概ね敷地内禁煙を推進する方向性で、次のような意見があった。

○受動喫煙について抵抗できない子どもたちがいる、小・中学校、保育所、幼稚園は敷地内禁煙とするのが当然である。

○小学校、中学校、高等学校、保育所などの児童福祉施設、幼稚園、大学、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）は、敷地内禁煙で良いのではないか。

○小学校、中学校、高等学校、保育所などの児童福祉施設、幼稚園、大学は、未成年者が多く集散なため、原則敷地内禁煙で否定はしない。

○行政機関は、敷地内禁煙を目指していくべきではないか。

○行政機関のような所は厳しめの設定をし、行政をしっかりやって全体的に禁煙の方に向かっていくことを示してから、民間にという形でやっていただきたい。

○医療機関は、病気の方が集まるので当然という一方で、精神科やホスピスなどについての意見もあるが、一歩進んで敷地内禁煙と考えてよろしいかと思う。

○社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、医療機関、行政機関は、不特定多数の方が出入り（妊婦、子ども）することから、受動喫煙防止の観点上、敷地内禁煙はやむを得ないと考える。しかしながら、現在設置している喫煙所については、不特定多数の利用者が立ち寄らない場所へ移設する等の対策を講じて様子を見るべきである。

民間の会社や事務所について

国の法律どおり、原則屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）とする方向性の意見として、次のような意見があった。

○国の法律遵守が妥当であり、各事業所の判断に任せるべきである。

○民間の会社や事務所は、原則建物内禁煙で喫煙室の設置は認めていいのではないか。

飲食店について

県として強化する対策について、屋内禁煙や従業員を守る方向性の意見として、次のような意見があった。

○吸いたい時は外に行って吸っていただければ良い。日本の場合、路上喫煙防止が先行し、建物の中がおろそかになってきた歴史があるが、飲食店の中では吸わないというルールが完全に出来てしまえば良い。

○法律以上の規制として東京都条例が厳しい内容となっており、従業員のいる飲食店はたばこはダメとしている。未成年にバイト料を払うからたばこの煙を我慢しろ、とはならないので、当然の考え方であるが、法律では盛り込まれていない。

○例えば、居酒屋でアルバイトをしている学生も非常に多い。喫煙していない学生がたばこの煙に曝されていることを考えると少しつらい思いがある。出来れば、たばこを吸わない人が行けない場所を作りたくない。飲食店も選択制ではなく、屋内は喫煙専用室内のみで喫煙可と考える。

○東京都の例を参考とし、従業員を雇用していない飲食店は、禁煙と喫煙を選択することができるではいかがか。飲食店にはアルバイトをする大学生等もおり、たばこの煙から守ると言う点で法律は緩い。建物内禁煙をお願いしたい。

一方で、国の法律どおりとする方向性の意見として、次のような意見があった。

○飲食店の業界としては小規模店舗が非常に多いので、営業に影響するということで反対意見が多かったのだが、国で法的措置が決定されたので、それに沿って対応していくという声がほとんどである。

○たばこ事業者から分煙対策に協力していただき、灰皿の提供を受け、各店舗、お店の前に屋外用の灰皿として置いている。受動喫煙については、愛煙者とたばこを吸わない方が共存できる道を探っている。

○お客様があって商売が成り立っていることを認識いただきたい。たばこを吸う人、吸わない人への配慮を行い喫煙室等の設備投資を行っていることを考えれば、国法遵守、「以上でも以下でもない」と考えている。

○スナックやバー等、主に酒類を提供する飲食店の場合、お客様がお酒や喫煙を求めていらっしゃる方もある程度いる。仕切りを設けることは非常に難しい。

また、表示の推進に関して、次のような意見があった。

○喫煙できる所、できない所をもっと明確にしていただきたい。

○たばこを吸える、吸えないをはっきりする明確なものがあれば良い。

○表示はしっかりとしていただき、入る前に選択できるようにする。

○たばこを吸える、吸えないをはっきり表示し、ステッカー等で分かりやすくする方法が良いのではないか。

旅館、ホテルについて

国の法律どおり、屋内禁煙（喫煙専用室でのみ喫煙可。客室等、人の居住の用に供する場所を除く。）とする方向性の意見として、次のような意見があった。

○旅館もホテルも、食事をする場所や宴会場、ロビーについて建物内に喫煙室を用意して分煙することが業界の流れであり、国の法律どおりとしたい。

○宴会場やロビーは禁煙をしている所が多くなってきている。敷地内禁煙にはなかなか出来ないが、喫煙室設置という方向性で見ていただきたい。

○旅館、ホテル（客室部分を除く）は、喫煙室設置で多くの方が集まることが可能になるという形で良いのではないか。

一方で、県として強化する方向性の意見として、次のような意見があった。

○秋田県は禁煙ルームが少なく、仕方なく喫煙の部屋に泊まることになるが、サードハンドスマーカーと言われる、カーテンやカーペット、布団、まくら等からの3次喫煙がある。（客室についての意見）

○旅館、ホテル（客室部分を除く）は、敷地内禁煙ではないかと考える。

【 その他の施設、場所について 】

県として強化する方向性の意見として、次のような意見があった。

○スーパーやコンビニは不特定多数の子どもがくる場所なので、敷地内禁煙として車の中を例外規定とする等の規制をかけた方が良い。

○運動施設は敷地内禁煙を進めたい。また、公園、遊園地、通学路は子どもが多い場所であり、敷地内全面禁煙をお願いしたい。出来れば、駅・バス停は敷地内禁煙、列車・バス・タクシーは禁煙でいかなければならない。

○建物と違い、オープンスペースなので煙は薄まるが、公園、遊園地、通学路は子どもがたくさんいるので、格段の対策が必要である。

○多くの人が集まる場所の、イベントや大会の会場でも、どこでも吸って良いものではないが、建物がないので定義が難しい。たばこ事業者が灰皿を設置している例もあるが、環境に配慮した形であれば良いだろうか。

県が強化することは難しいという意見、分煙環境を整える意見として、次のような意見があった。

○スーパーやコンビニは、分煙環境整備にも力を入れている状況を認識しなければならない。吸う人と吸わない人がお互いに共存できる場所（喫煙所）をしっかりと整えることが重要である。

○遊園地や観光地は定義が難しい。例えば学校など誰が見ても分かる所を厳しくし、他は国の法律に則った形で良いかと思う。明確な所について決めることでも良いのではないか。

○運動施設、観光施設、駅、バス停、公園、遊園地、通学路、イベントや大会等の会場は、施設ごとの区分をどう線引きするかが大きな問題であり、検討委員会で決定できる事項ではない。

(2) 受動喫煙を受けやすい未成年者等について

特に未成年者を守るべきという方向性の意見として、次のような意見があった。

○たばこを吸っている人のそばにいくとおいがして、それも受動喫煙であることを専門の先生に聞いた。子どもたちを守らなければならない立場の人は、敷地内では、子どもと接する間は我慢して吸わないという倫理観を持たなくてはならないのではないか。（学校についての意見）

○子どものいる所では、車の中、家庭であってもたばこを吸わないでいただきたい。

○子どもの観点から受動喫煙防止の対策は必要である。最近の研究では、受動喫煙により胎児期から脳血流が低下すること、乳幼児期から血管機能がすでに低下する可能性があること、などを示すデータも報告されている。極力、子どもたちが受動喫煙の危険にさらされないような対策が必要である。

○子どもの立場から言えば、自分の意思と関係のない受動喫煙によって引き起こされた血管機能の低下が、将来の肥満や成人病に関連する可能性があるということになる。子どもの時から成人病を作っているようなものであり、小児科医としてその点から厳しく対策すべきであると考える。

○子どものお母さんたちがパートをされている。その方が吸わなくても副流煙によって、洋服や髪の毛に染みつき、そのまま家に帰ると子どもがいる。完璧に全部ゼロにすることは急には難しいのは分かるが、目標は高くおいた方が良い。また、車の中でたばこを吸うことは、窓を閉めきってニコチンやタールが染みついた車に子どもを乗せていることになり、よろしいことではない。同じことがお店でも起こっている。

○東京都の条例のように、ある一定の条件を満たせば良いが、条件を満たさなければできないという形で、子どもたちがいる場所については規制をかけた方が良いのではないか。

（3）県民をたばこによる健康被害から守る観点からの法律以上の「規制等」について

受動喫煙防止対策を推進するため、県独自の規制が必要であるとして、次のような意見があった。

○健康寿命日本一を目指している秋田県が、法律と同じ水準で動いていくのでは、他も同じ水準で上がってていくので、絶対に上がることはない。それ以上のことを行なわないと改善はしない。秋田県は環境が悪いのでワーストであることは明白なので、極端なことをやるくらいが良い。

○対策をどう進めていくか、という点に関しては、健康被害防止を第一目標に据えた方が良い。色々な決定をしていく上で、影響を受けるところも多々あるが、健康被害防止を第一に考えて秋田県の方針としていただきたい。

○子どもたちは、これから県民として県を背負っていく。子どもを守るのは大人である。環境づくりとして、少し強いことを言ってでも進めていかなければならぬ。

また、県独自の規制について、慎重な意見、反対の意見として次のような意見があった。

○国の法律が施行されていない今の段階で、一気にさらに法律よりも厳しくすることは避けていただけないか。飲食業、宿泊業において厳しくされることは、時期尚早であり、国の規制に留めるような議論の展開としていただきたい。

○飲食業界として一番恐れていることは、全国の事例があるが、条例で定められ、禁煙、分煙が義務づけられた地域では、かなり売上のダウンが見込まれることである。秋田県は人口減少による売上の減少も問題であり、さらに禁煙や分煙によって売上減少に歯止めがかからなくなると、廃業に追い込まれる方も多いのではないかということから、飲食業界としては反対の意見である。

○国法以上の条例ともなると、屋外での喫煙者が増え「ポイ捨て」による町の美観が損なわれると考えている。飲食業界、宿泊施設業界も、たばこを吸う人、吸われない人への配慮を行い喫煙室等の設備投資を考えれば、国法遵守、「以上でも以下でもない」と考えている。

(4) 対策全般に関するここと

- 県民性としてたばこで迷惑していてもここは吸ってはいけない所だと直接言えるだろうか。県民全体がたばこに対する意識をしっかりと持つ、あるいは自分を守る気持ちになっていけるかということも大事である。
- 分煙では受動喫煙を防止することができない。受動喫煙を予防すると、吸える環境が少なくなるとやめようと考える人も増え、喫煙率が下がっていく。能動喫煙についても吸う人を減らしていくことで、健康寿命の延伸に繋げるという考え方も重要である。
- 教育として、副流煙の影響について、あまり意識が及んでいない人もいるかと思う。例えば、赤ちゃんを乗せた車の中でたばこを吸う方は、子どもに対する影響がないと思っているからであり、法的な規制ももちろん大事であるが、それと併せて教育も一番大事ではないか。
- 加熱式たばこについて、東京都条例でも、健康被害が明らかになるまでの暫定措置として、指定たばこ専用喫煙室の中であれば、食事をしながら利用するのはかまわないとしている。紙巻きたばこほどではないとしても加熱式たばこの有害性が明らかになっているので法律や条令の中ではこれに対する対策をきちんと明確にしていく必要がある。
- たばこに関する団体からのヒアリング結果については、その趣旨を尊重した議論にしてもらいたい。

4 委員会における意見のまとめ

たばこによる健康被害防止対策に関する委員及び関係団体からの意見は、いずれも貴重なものであり、様々な観点からの意見が出された。

特に、受動喫煙防止に関して、国の法律を上回る県独自の規制の必要性については、対象となる施設や場所、守るべき人の観点から、様々な意見があり、委員全体の意見の一一致には至らないものである。

また、関係団体からのヒアリングでは、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備を求める意見が出されている。

検討委員会としては、委員の意見や関係団体からの意見を踏まえ、今後のたばこによる健康被害防止対策の方向性として、以下のとおり意見をまとめる。

たばこによる健康被害防止対策の推進について

1 受動喫煙防止対策について

がんによる死亡率が平成9年以來、連續してワーストになっているほか、脳血患、心疾患による死亡率が高い状況が続いている本県においては、県民の健康を第一に考え、受動喫煙は健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと、取組を進める必要がある。

とりわけ、受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思で避けることのできない未成年者については、受動喫煙に曝すことのない環境づくりを徹底するなど 子どもの時から将来にわたる生活習慣病予防のための特段の配慮が必要である。

○県は、受動喫煙による県民の健康への影響を防ぐため、各主体の責務、役割や環境整備に関して、県民全体で取り組むべき枠組みや目標を明確にする必要があることから、国の健康増進法一部改正を踏まえ、県独自の規制等、対策の検討を行う必要がある。

○特に、県として独自に多数の者が利用する公共の場の受動喫煙を防止するための環境整備の推進の検討を行う必要がある主な施設等の例及び対策の方向性は次のとおりである。

主な施設の例	施設等の形態	対策の方向性
教育機関 児童福祉施設	未成年者が利用する施設	敷地内禁煙の推進
行政機関 社会福祉施設（児童福祉施設を除く）	公共性が高く、誰もが利用せざるを得ない施設、様々なサービスを必要とする者の福祉増進を図る施設	敷地内禁煙の推進
医療機関	未成年者や妊産婦、有病者等、健康影響が大きい者が利用する施設	敷地内禁煙の推進
飲食店 (法・政令において、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設として類型されるものを除く)	未成年者を含む不特定多数の者が利用する施設 受動喫煙を受ける機会が多いとされる施設	未成年者や従業員の受動喫煙を防止するための措置を講じること。

○上記のほか、未成年者が利用する施設、場所や多数の人が集まる施設、場所などについては、受動喫煙防止について特段の配慮が必要である。

○加熱式たばこについては、東京都条例でも、健康被害が明らかになるまでの暫定置を設けている。紙巻きたばこほどではないとしても加熱式たばこの有害性が明らかになっているので、対策を明確にしていく必要がある。

○対策の推進にあたっては、県民の理解と協力が不可欠であることから、検討委員会における意見、関係団体からの意見、アンケート調査結果や県民意見の聴取結果等を参考しながら、総合的な検討を行う必要がある。

2 禁煙支援、若年者の喫煙の未然防止による喫煙率の低減について

○たばこはやめることができるという視点をもち、たばこをやめたい人がやめることができるよう、禁煙治療をするためのサポート等、禁煙支援の取組を推進する必要がある。

○若い世代の喫煙を未然防止するため、子どもに対する喫煙についての学校教育の徹底や企業、大学等と連携した取組を進めるとともに、若年者に対し、周囲の者は安易に喫煙を勧めることをしないための環境づくりを進める必要がある。